

農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会 土壌農薬部会農薬小委員会合同会合（第6回）（議事概要）

1 開催日時及び開催場所

日 時：平成17年8月31日（水）13：30～16：40

場 所：三田共用会議場大会議室

2 出席者（敬称略）

委 員：安藤正典、上路雅子、岡田齊夫、亀若誠、国見裕久、五箇公一、白石寛明、
須藤隆一、竹内妙子、中野璋代、中村幸二、根岸寛光、花井正博、細見正明、
眞柄泰基、牧野孝宏、村田恵美子、本山直樹、山本廣基、若林明子、渡部徳子

3 会議の概要

（1）検討対象資材の薬効・安全性に関する情報収集の結果と取扱いについて（木酢液、電解次亜塩素酸水等）

ア 木酢液に関する薬効・安全性試験の結果とその取扱いについて

事務局から、審議に必要な資料が整ったとして検討対象資材の「木酢液」について説明がなされた。

委員からは、

- ・「木酢液」に含まれるホルムアルデヒドについては、IARC(国際ガン研究機関The International Agency for Research on Cancer)での評価が昨年、「グループ2A」から「グループ1」に上がっていることから、ホルムアルデヒドを含む物質の安全性については慎重に審議すべき、
- ・原材料や製造方法の違いにより、成分のバラツキが生じるので、指定する際の条件について次回までに事務局で整理すること、
- ・薬効については、実際に農家が現場で使用している状況に応じたより多くのデータを示すべき、

等の意見が出され、薬効・安全性について更なる検討が必要との結論に達したことから、継続審議となった。

イ その他平成16年度で薬効・安全性試験の結果が得られた資材の取扱いについて

事務局より「緑茶（抽出液）」、「焼酎」、「牛乳」、「コーヒー（抽出液）」については、特定防除資材（特定農薬）の評価指針に基づき、実用的な薬効がないと判断したとの説明があった。

審議の結果、これらの資材については「農薬に該当しない資材」として整理することについて了承された。

また、委員より

- ・食品をそのまま用いるものについては、原則として特定防除資材（特定農薬）の候補から外してもよいのではないかと

との意見があり、候補資材となっている食品の取扱いについて事務

局で整理し、次回の会合で検討することとなった。

ウ 電解次亜塩素酸水の薬効・安全性に関する情報収集の結果について

事務局から、審議に必要な資料が整ったとして検討対象資材の「電解次亜塩素酸水」について説明がなされた。

委員からは、

- ・製造方法により成分のバラツキが生じるが、特定の製造方法を指定することは可能か、
 - ・資材に含まれる臭素酸や亜塩素酸等の物質について、安全性の資料を追加提出してもらうとともに、環境中での非意図的生成物の生成も考慮して本資材の安全性を評価する必要がある、
- 等の意見が出され、安全性について更なる検討が必要との結論に達したことから、継続審議となった。

(2) その他

ア 複数の原材料からなる混合物の取扱いについて

本資料は前回の合同会合において検討し、修正が必要とされたものであり、修正については両委員長に一任され、その修正結果について報告された。

イ 農薬と混合して使用される糖類等の取扱いについて（案）

事務局から、標記について説明があり、検討の結果、事務局案のとおり了承された。

ウ 特定防除資材（特定農薬）として販売されるものの表示の指導について（案）

事務局から、標記について説明があり、検討の結果、事務局案のとおり了承された。

エ 特定防除資材（特定農薬）における魚毒性の判定基準の見直しについて

事務局から、標記については現在事務局で検討中であり、今後審議していただくこととなる旨、説明があった。

オ その他

委員から、

- ・特定防除資材（特定農薬）は、その使用方法に関しては法的に制限されないものであるが、使用の際の条件について安全性を担保しつつ、どの様に指定していくべきか考える必要がある、との意見があった。

（以上）